2026年11月9日

各 位

上場会社名　株式会社商船三井
代表者名　代表取締役社長執行役員
田村　城太郎
（コード番号　9104　東証プライム市場）
問合せ先責任者　インベスターリレーションズ部長
石部　陽介
（TEL　03-3587-6224）

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

（会社法第 165 条第２項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）

当社は、2026年11月9日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、2026年3月に策定したグループ経営計画「BLUE ACTION 2035」Phase 2において、成長投資、財務健全性の確保および株主還元をバランスよく推進し、資本効率の向上を図ることを基本方針としております。

株主還元については、安定収益の伸長を踏まえて累進配当を導入するとともに、市況アップサイドによる超過利益は機動的な自己株式取得により還元する方針としております。自己株式取得の実施規模・時期については、業績の進捗等を踏まえ、配当と合わせた総還元性向40%を目途に判断してまいります。これらの取り組みにより、配当の安定性・予見性を高めるとともに、収益力の強化とあわせて、経営計画に掲げるROE 10%超の目標に向け、資本効率の向上を図ってまいります。

今回の自己株式取得は、上記方針に基づき、株主還元の充実および資本効率の向上を図るために実施を決議しました。

なお、今回取得する自己株式は原則として消却する予定です。

2. 取得に係る事項の内容

（１）取得対象株式の種類	普通株式
（２）取得する株式の総数	9,000,000株（上限）（注） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：2.62%）

（３）株式の取得価額の総額	500 億円（上限）
（４）取得期間	2026 年 11 月 10 日～2027 年 3 月 31 日
（５）取得方法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

※尚、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性があります。

(注)2026 年 11 月 9 日付「株式分割、定款一部変更、配当予想の修正及び株主優待制度の変更に関するお知らせ」をご参照ください。株式分割の効力発生日（2027 年 1 月 1 日）の後、（２）取得する株式の総数は 27,000,000 株が上限となります。

（参考）2026 年 9 月 30 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 （自己株式を除く） 343,886,776 株

自己株式数 19,165,451 株

以上